

特別避難場所の名称変更に伴う広報チラシの掲示について

日頃から、港北区政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を受け、横浜市で大規模な災害が発生した場合でも、避難生活に支援等が必要な要援護者が二次的に避難する特別避難場所が円滑に開設・運営できるよう検討を行ってきました。

この検討結果を受け、平成 30 年 4 月から、特別避難場所の名称を、一般的に使用され、より機能をイメージしやすい「福祉避難所」に変更します。

名称変更にあわせて、福祉避難所の役割について、広く周知するため、広報チラシを作成いたしましたので、掲示をお願いします。

- ・ 広報資料
福祉避難所についてお知らせします。

< 担当 >
港北区高齢・障害支援課
担当 廣瀬、佐藤
電話：540-2317

平成30年4月から特別避難場所の名称が変わります！

ふくし ひなんじょ 福祉避難所

についてお知らせします



横浜市では、大規模災害が発生した時に地域防災拠点や自宅での避難生活が困難な方のため、市内の社会福祉施設などと協定を締結して特別避難場所として位置付けてきました。平成30年4月から全国でも広く使われている「福祉避難所」に名称を改めます。

ふくし ひなんじょ とくべつ ひなんばしょ 福祉避難所（特別避難場所）とは？

- ・大規模災害によって甚大な被害が発生し、自宅で生活できなくなってしまった場合、市内の小・中学校などの地域防災拠点で避難生活を送ることになります。
- ・高齢者、障害児・者、妊産婦、乳幼児などの要援護者のうち、体育館などでの避難生活に支障がある方には、各地域防災拠点で要援護者向けのスペースを確保することになっています。



それでも、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための二次的な避難所が「福祉避難所」です。

福祉避難所への避難

- ・地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難で、特別な配慮を必要とする方が対象です。
- ・専門職（保健師）などが、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、福祉避難所への避難の必要性を判断します。

- ・福祉避難所が必要な機能や役割を果たすために、対象と判断されない方は避難することはできません。
- ・福祉避難所は、災害発生直後から必ず開設されるものではありません。
- ・地域防災拠点からの移動は、本人・家族などによる移動が原則です。



対象施設

- ・区役所と協定を締結している社会福祉施設など（高齢者施設、障害者施設、地域ケアプラザなど）

問合せ先（市外局番はいずれも「045」です。）

①制度に関するお問い合わせは、健康福祉局福祉保健課まで

電話番号 671-3427 FAX番号 664-3622

②港北区の福祉避難所に関するお問い合わせは、港北区高齢・障害支援課まで

電話番号 540-2317 FAX番号 540-2396